（様式２）

誓　約　書

下記の資格要件について事実と相違ないことを誓約し、誓約後に事実と相違する事実が明らかになったときは、文化創造拠点シリウスカフェ運営事業者選定に係るプロポーザルにおいて失格又は受注候補者としての決定を取り消されることになっても異存はありません。

　　１　令和７年７月１日現在、３年以上継続して、首都圏において営業許可を受けた飲食店を営業しています。

　　２　公共施設内で１年以上の飲食店の営業実績があります。

３　飲食店営業に関して法律上必要とされる許可を有し、必要な資格、免許を有するものを従事させることができます。

４　次のいずれにも該当しません（その事実があった後２年間とする。また、その者を代理人、支配人その他使用人として使用する者も同様。）

ア　契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合する者。

ウ　候補者が契約を締結することまたは候補者が契約を履行することを妨げた者。

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の遂行を妨げた者。

オ　正当な理由無く契約を履行しなかった者。

カ　アからオまで一つに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団及びその構成員。

５　国税、都道府県税及び市町村税に滞納はありません。

６　大和市から指名停止措置を受けていません。

　　７　過去３年間の営業販売に関して所管行政庁から食品衛生法又は各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取消又は営業の禁止の行政処分を受けていません。

　　８　法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力ではありません。

９　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続き開始の申立てをしていません。

　１０　募集開始日前２年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていません

　１１　募集開始日前６月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）はありません

１２　所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がされていません。

１３　令和８年７月１日までに営業開始できます。

１４　その他公平な競争の妨げになる行為・事実等はありません。

大和市長　あて

　　年　　月　　日

所　 在 　地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印